

いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦 依頼ガイドライン

2018年（平成30年）9月20日

日本弁護士連合会

はじめに一本ガイドライン策定の目的について

2013年（平成25年）9月のいじめ防止対策推進法の施行以後、全国の自治体や学校の設置者（教育委員会や学校法人）又は学校（以下併せて「自治体等」といいます。）において、いじめの重大事態の調査に係る、いわゆる第三者委員会（第三者のみで構成される調査組織の場合と、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える組織の場合がありますが、ここでは、その両方を含めて、以下「第三者委員会」といいます。）の設置が急増しています。第三者委員会では、多くの場合、弁護士が委員に選任されており、第三者委員会を設置する自治体等から、当連合会及び弁護士会に対して委員の推薦依頼がなされています。

また、第三者委員会の調査を補佐する調査員（専門委員、専門調査員、調査補助者、調査補助員等とも呼ばれます、ここでは以下「調査員」といいます。）についても、弁護士を選任すべく推薦依頼がなされる事案が増加しています。

当連合会において、これまでの推薦依頼の実情を調査した結果、委員（弁護士以外の委員も含みます。）及び調査員（以下併せて「委員等」といいます。）の推薦依頼の内容や推薦条件において、必ずしも委員等の活動の実態や弁護士の業務の実情を踏まえていないものが少なくないことから、今後の適切な候補者の推薦が困難になるのではないかという懸念を抱かざるを得ない状況となっています。

当連合会及び各弁護士会は、第三者委員会の果たす役割の重要性を十分に認識しております、期待される役割を果たす適切な人材を推薦したいと考えています。そこで、自治体等が当連合会又は弁護士会に対して第三者委員会の委員等の推薦依頼を行うに際し、適任の弁護士を速やかに推薦されるよう、委員会の意義及び委員等の役割を十分に踏まえていただいた上で、考慮していただきたい事項等を整理してお示しするガイドラインを策定することとしたものです。

自治体等が第三者委員会を設置するに際して、当連合会や弁護士会に委員等の推薦依頼を行う場合には、当該自治体等においてできる限り本ガイドラインの内容を踏まえた上で、手続を進めていただくよう要望します。

なお、本ガイドラインは、いじめ防止対策推進法や「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定。以下「国の方針」）

針」といいます。),「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省, 平成29年3月。以下「重大事態ガイドライン」といいます。)を前提とし, これに基づいて組織される第三者委員会への委員の推薦依頼に当たって考慮していただきたい事項を取りまとめたものであり, 必要な限りで第三者委員会の組織や運営の在り方について触れましたが, 第三者委員会の役割を十全なものにするために, 第三者委員会の経験を踏まえて更なる検討を進めていきたいと考えています。

第1 第三者委員会の意義及び委員の役割

1 第三者委員会の役割

いじめ防止対策推進法第28条第1項により, 学校の設置者又はその設置する学校は, ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき, 及び②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき, その事態(これを「重大事態」といいます。)に対処し, 及び同種事態の発生の防止に資するため, 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け, 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。

重大事態に対処すること及び同種の事態の発生の防止(再発防止)という目的を踏まえて, 「事実関係を明確」にするとは, 「重大事態に至る要因となつたいじめ行為が, いつ(いつ頃から), 誰から行われ, どのような態様であったか, いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか, 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を, 可能な限り網羅的に明確にすることである」とされています(国の基本方針第2の4⑤)。

上記の「事実関係を明確にする」ための調査を行った上で, 明らかになった事実関係に基づいて再発防止策を検討・提言するのが, いわゆる「第三者委員会」の役割です。

上記の役割は, 同法第30条第2項の再調査の場合も基本的に同様です。

このような役割を持つ第三者委員会の組織の仕方については, 法律上様々な態様が認められていますが, 国の基本方針や重大事態ガイドラインに示された, 組織し得る場合や組織の仕方に関する留意事項に配慮し, 第三者委員会の公平性・中立性を確保することが求められます。

2 第三者委員会の活動内容

第三者委員会の実際の調査活動は, 委員会を構成する委員(及び委員会に置かれる調査員)が担います。

具体的には、アンケート調査（児童生徒、教員、保護者等）、聴き取り調査（児童生徒、教員、教育委員会、保護者等）、聴き取り調査の反訳の読み込みと音声記録のチェック、資料の収集と分析、現地視察、各種行政通知・指針等の検討、関係機関との協議、専門家からの意見聴取、委員間及び委員・調査員間の協議・意見交換、児童生徒及び保護者への説明等が行われ、これらの調査から明らかになった事実等を報告書にまとめる作業が行われます。

上記調査及び報告書の作成においては、多くの場合、委員等として選任された弁護士が中心的な役割を果たしています。

そして、上記の調査を行い、報告書が完成するまでには、相当の期間が必要となります。正確な調査と児童生徒及び保護者の事実を知りたいという想いに応えるためには、できる限り早期迅速に作業をする必要がある上に、その作業量も膨大なものとなります。

そのため、調査期間中、委員等は膨大な作業に多くの時間を割くこととなり、専門家としての本来業務にまで支障を生じるなどの制約を受けることもあります。特に弁護士は、法律事務所を維持することが必要であり、他の受任事件への対応や新規案件の受任の機会を事実上制限されるなど、時間的・経営的負担が大きくなります。

委員会の活動は、聴き取り調査の範囲や事案の複雑さ、地理的条件などに左右され、事案によって異なりますので、標準的な活動量を示すことは困難です。これまでに設置された委員会の具体的活動の例には、別紙に記載されているように、長時間の活動を要したものもあります。調査期間は少なくとも半年程度（事案によっては2年程度に及んだ事例も報告されています。）、会議や聴き取り調査等の各種調査の回数・人数・時間も膨大な数・時間となっており（聴き取り対象者が100名を超えた事例も報告されています。）、作成された報告書のページ数も膨大なものとなっています。

なお、別紙に記載された調査活動は、あくまでも委員等が参考して行った主要な活動のみであり、それ以外に、各委員は、資料の読み込み・分析なども行っており、これらの作業に要する時間の方が会議や聴き取り調査等に参加している時間よりも多くなることも少なくありません。

さらに、会議外での電話やメールでの委員間の意見交換、児童生徒や保護者への説明、マスコミ対応等が行われることもあります。

また、中立・公平性の確保の観点や、当該自治体等の近隣に適切な専門家がないなどの理由により、当該自治体等から遠距離の地域に居住する専門家が委員等に選任されることも多くあります。そのような場合には、調査や会議の

出席のために長時間の移動を要するため、拘束時間も長くなり、中には移動のために前後の宿泊を余儀なくされる事案もあります。

3 特に弁護士の委員等に求められる資質・役割

第三者委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められています（国の基本方針第2の4(1)④）。

そして、公平・中立な調査の中核となる事実調査・認定においては、日頃から法律の専門家として事実認定に携わる職務を行っている弁護士に中心的な役割が求められます。

そのため、弁護士委員には、特に調査に必要な事実を収集、整理、分析し、客観的に事実を認定していく資質が求められます。

例えば、事実の収集において中心的な作業となる聴き取り調査においては、必要かつ十分な聴き取り対象者をバランスよく選択し、必要な事実を適切に聴き取ることが必要であるため、弁護士が主体的に行うことが期待されています。

そして、事実認定の過程及び結果を集約する作業として、調査において最も重要な位置を占める報告書の作成においては、ほぼ全ての事案で弁護士が中心となって起案作業を行っており、極めて重要な役割を果たしています。

したがって、他の委員と比較しても、弁護士委員が長時間の作業を行うことが多く、大きな負担となっています。

このような実情から、聴き取り調査や資料の整理、分析、事実関係の整理などの補助のために、（複数の）弁護士が調査員として加わることもあります。調査員の活動は、迅速かつ正確な調査に寄与していることから積極的な選任が望ましく、弁護士に期待される役割は大きいといえます。

その他にも、他の専門職の分野を理解する能力、児童生徒や保護者の思いに共感し、児童生徒や保護者と対話をする能力、いじめの背景にある学校や教育行政、学校を取り巻く環境、地域の課題なども理解し、俯瞰的に事実を検証していく資質が求められます。

したがって、日頃から子どもや学校の問題に関心と見識を持った弁護士が委員等に選任されることが望ましいですが、作業に見合った待遇が保障されていなければ、このような求められる資質を備えた委員等のなり手が確保できない事態となりかねません。

第2 第三者委員会の設置に向けて

1 第三者委員会の立ち上げ段階での準備

第三者委員会が充実した活動を行うためには、様々な場面で、当該自治体等のサポートが必要不可欠です。委員等の推薦依頼に先立ち、以下の事項についての準備は欠かせません。

具体的には、第三者委員会の運営・活動の前提としての十分な予算の確保及び事務局機能の提供という形でのサポートが必要です。また、第三者委員会の判断・裁量として、予定よりも多数回の会議を開催する場合や、調査員の選任を必要とする場合もあるため、第三者委員会の裁量が確保される制度設計も必要です。

(1) 予算の確保について

第三者委員会が充実した活動を行うためには、当然ながら十分な予算が必要となります。しかし、第三者委員会の設置（及びその前提としての重大事態の発生）は、通常の場合、自治体等にとっては偶発的な事情であり、年次予算には組み込まれていません。

したがって、第三者委員会の設置に当たっては、新たに予算を確保する必要が生じます。具体的には、予備費などで対応するか、補正予算を組むことが求められます。場合によっては、予算の根拠となる条例の制定・改正や、文部科学省の補助金事業の利用も検討対象となります。

確保すべき予算の対象としては、委員等の人物費（詳細は後記参照）及び旅費（交通費・宿泊費）のほか、資料等のコピー代、外部会議室を利用して会議等を行う場合の費用や資料等の郵送料、事情聴取の録音データの反訳費用など、各種諸経費も想定されます。

仮に、予算が不足し、本来必要であった活動を十分に行えなかった場合、第三者委員会による調査結果に疑義が生じかねません。そのため、十分な予算の確保は、充実した委員会活動の必須条件です。

(2) 事務局体制の整備について

第三者委員会の運営においては、事務局が必要です。

事務局の役割としては、運営に関する庶務（日程調整や会場確保、事務用品・機材の手配、資料作成等）のほか、各種書類の受発信や資料等の保管・管理、会議の議事録の原案作成や関係者の聴き取り調査の録音データの反訳作業、生徒アンケートの集計作業、関係機関との連絡調整等の業務を担います。その他、第三者委員会の指示により、関連する業務も行います。

実際には、自治体等の職員の中から数名の担当者を決めて、平常業務と並

行して業務に当たる場合が多いと思われます。なお、この場合でも、第三者委員会の公平性・中立性の確保の観点から、なるべく教育行政・教育業務に関与していない部署の職員を担当者とするなどの配慮が求められます。

事務局は第三者委員会の運営の前提となる重要な機能ですので、委員会の立ち上げ段階で整備する必要があります。

(3) 第三者委員会の独立性の確保について

第三者委員会の活動全般において、原則として設置者から独立して幅広い裁量が与えられなければなりません。

会議日程や活動方針について、設置者の意向は考慮されますが、あくまで決定は第三者委員会の裁量によってなされなければなりません。

そのため、会議日程等について、第三者委員会の裁量・判断によって柔軟な運営が可能となるような（条例等の）制度設計が必要となります。

また、多くの事案では、委員のほかに調査員が選任されています。これは、聴き取り調査の対象人数が多いことや、全ての委員が必ずしも事実調査に適しているわけではないことから、委員の活動を補助するために必要に応じて選任されるものです。調査員の選任ができない場合には、調査活動の遅延も予想されますので、委員会の裁量によって調査員の選任が可能な制度設計とする必要があります。

(4) 既存の協議会等が重大事態の調査を行う場合の注意点

いじめ防止対策推進法の施行以後、重大事態の有無にかかわらず、「いじめ問題協議会」や「いじめ問題対策審議会」などといった名称で、自治体等がいじめ問題を扱う組織を常設の機関として設置することが増加しており、このような組織に対しても弁護士委員の推薦・選任が増加しています。

そして、重大事態が発生した際、新たに委員会を設置するのではなく、既存の上記協議会等の組織が、上述の「第三者委員会」として重大事態の調査を担当する事案も見受けられます。

このように既存ないし常設の機関が担当することは、法律や国の基本方針、重大事態ガイドラインなどでも認められている方法ではありますが、そこに示されている条件や留意事項に照らした第三者委員会としての公平性・中立性の確保への配慮が必要なことは上述したとおりです。

これに加えて、既存の協議会等の組織は、重大事態の調査を行うことを前提とした制度設計や予算措置がなされていない場合があり、そのままの体制では十分な調査活動を行えないことがありますので、注意してください。

不十分な組織体制のまま重大事態の調査に乗り出すことは、適切な調査活

動ができないおそれがあるだけでなく、「第三者委員会」としての調査の正当性にも疑義が生じかねません。

したがって、既存の協議会等の組織が重大事態の調査を行う場合には、速やかに組織体制や制度設計、予算措置を確認し、体制が不十分である場合には条例の改正や新たな要綱の制定、補正予算の議会承認などの対応が必要となります。

2 第三者委員会の委員の選任

(1) 各種団体への推薦依頼

自治体等において委員会の設置が内定し、上記の予算の確保・事務局体制の整備・委員会の制度設計の目途が立った後に、各種団体へ委員の推薦依頼を行い、これに対する推薦に基づいて委員を選任することとなります。

なお、自治体等から専門家個人に対して、委員への就任を直接依頼している事案も存在しますが、上述のとおり国の基本方針が求めている職能団体等からの推薦による中立性・公平性の確保の観点からすれば、このような選任方法は好ましくありません。

(2) 推薦依頼における基本的記載事項

推薦依頼に当たっては、当連合会等の推薦団体に対して、以下の基本的記載事項を記載した依頼文書を発出してくださるようお願いします。

当連合会では、下記事項を記載・整理した簡易書式を準備・提供しています。自治体等において推薦依頼文書を作成する際には、事前に当連合会事務局にお問い合わせの上、前記書式を利用・参照していただくようお願いします。

なお、各事項の記載に当たっての留意・検討事項については後記(3)を参照してください。

- ・自治体等の名称、担当部署、窓口担当者
- ・調査すべき重大事態に関する事案の概要
- ・利益相反関係に影響する事項（把握している当事者代理人など）
- ・委員会の設置時期、第1回会議開催時期及び場所、スケジュール見込み
- ・委員会の人員構成、各委員の選出方法
- ・調査員の選任の可否及びその条件
- ・委員会の活動内容（見込み）、特に報告書等の文書作成が見込まれる場合はその旨
- ・委員会の運営体制、事務局の役割
- ・各委員の役割分担（委員長の担当、実作業分担見込みなど）

- ・委員の待遇、報酬の金額又は算定基準
- ・交通費等の費用の算定・支払基準（見積含む）
- ・（場合により）候補者に付す条件
- ・推薦依頼に対する回答期限
- ・添付資料一覧（根拠条例・設置要綱など）

（3）推薦依頼における留意・検討事項

① 事案の概要について

調査すべき重大事態に関して、その時点で判明している事案の概要等を記載してください。

事件の内容については重大なプライバシー情報が含まれるものであり、推薦依頼の段階での開示には慎重である必要がありますが、他方で、候補者の人選や利益相反の有無などを判断する必要もありますので、少なくとも事案の概要については記載が必要となります。

また、当事者の代理人等、弁護士の関与を把握している場合には、人選において考慮する必要がある場合もありますので、その旨も記載してください。

② 第三者委員会の活動等について

設置者において、委員会の活動内容（スケジュール等）の予定や希望がある場合は、これを記載してください。

委員会の構成についても、委員の人数や選出方法、予想される役割分担を記載してください（委員長の担当、実作業分担見込み等）。

特に、委員会の設置目的として、最終的に報告書等の文書作成が予定されている場合、その旨を必ず記載してください。また、文書の作成に関する起案を弁護士委員など特定の委員が担当することを見込んでいる場合はその旨も記載してください。

なお、委員会の活動全般について、原則として委員会には設置者から独立した幅広い裁量が与えられなければなりませんので、設置者の意向はあくまで参考事項ということになります。

③ 候補者の条件について

候補者について職能資格以外の条件を付す場合には、利害関係の不存在など理由が明白なものを除き、その理由や必要性についての記載・説明が必要です。付された条件に必要性や合理的な理由が認められない場合には、委員としての中立性にも疑義が生じかねません。条件が相当と認められない場合には、条件に従った推薦依頼には応じられない場合もあります。

弁護士委員に関しては、特に合理的理由なく、地元弁護士会所属の弁護士を除外するという条件が付されている推薦依頼が見受けられますが、調査の機動性や就任する委員の移動等の負担を考えれば、むしろ、多くの場合において、地元弁護士会に所属する弁護士が担うことが合理的だと考えられます。委員会が調査すべき事件の当事者の代理人や当該自治体等の顧問など当事者と同視すべき弁護士が所属する弁護士会と同じ弁護士会に候補者が所属しているということだけでは、利害関係があるとは認められず、委員に適さないということにはなりません。

あえて地元弁護士会以外から弁護士委員の推薦を求める場合には、相応の理由が必要です（地元弁護士会から推薦を得られなかった場合や、弁護士委員を2名以上とする場合で地元弁護士会から1名の推薦を得ることを前提に多様性の観点から他の弁護士会にも推薦を求める場合等）。

なお、提示された条件に従う場合、当該委員につき遠方からの出張が必須となるときには、旅費（交通費・宿泊費）だけでなく移動時間の拘束に対する報酬（出張手当等）の支給が必要です。出張手当等が支給されず又は極めて低額な場合には、移動時間も踏まえた委員の負担が過度に大きくなることもあります、このような場合には委員の推薦には応じられないこともあります。

④ 報酬について

ア 適正な報酬の必要性について

委員会の活動を充実したものとするためには、委員等の責務に見合った報酬が必要不可欠であり、報酬の算定方法・基準は委員の活動実態に見合ったものでなければなりません。また、委員会及び委員の独立性を担保するためにも、予算措置の懈怠等によって、委員会の活動が制限されるような事態は避けなければなりません。

イ 報酬の算定方法・基準に関する考え方について

委員等の活動は、主に①会議等における委員間での協議・検討、②関係者からの聴取及びアンケート実施並びに資料精査等の事実調査、③報告書等の文書起案作業に分かれます。これらの活動はどれが欠けても十分な委員会活動とはなり得ないため、これら全ての活動について対応する報酬が必要です。

①については、委員の全員参加が基本ですが、②及び③については一部の委員等のみが担当することも想定されます。特に③については委員全体で均等に分担することは考えにくく、一般的には一部の担当委員

(特に弁護士の委員及び調査員が担うケースが多いのが実情です。) の事務所等での作業が主になります。このような活動内容の性質を踏まえた報酬の算定方法・基準を定める必要があります。

具体的には、①については、標準的な会議時間を踏まえた1回当たりの日当形式、②については、①を準用しつつ実施時間による増減を追加する方式、③については、時間当たりの報酬を定める方式や一定時間につき①の会議1回分と扱う方式あるいは一括した金額を定める方式などが想定されます。あるいは、委員等の活動全般を通じて、単純な時給方式で報酬を定めることも考えられます。

以上を踏まえて、①、②、③の各活動について、報酬の算定方法・基準を明確に記載してください。この記載に関して、具体的な活動内容を想定して、対応する報酬等が容易に算定できる程度に具体的に記載することが必要です。

なお、前記のとおり、会議や事実調査につき委員が遠方から出張することが想定される場合には、移動時間の拘束に対する報酬(出張手当等)が必要となりますので、その算定方法等についても記載が必要です。

ウ 不合理・不適切な事例について

委員等の報酬の算定方法・基準については、上記のとおり、基本的に委員等としての活動全てに対応した報酬を設定する必要があります。

しかし、実際の委員等の推薦依頼においては、以下のように不十分なものがあります。

- (ア) 委員等の会議出席報酬について、定例的に開催され、開催時間も2時間程度の会議の1回当たりの報酬規定をそのまま適用し、長時間にわたる会議であっても増額されない。
- (イ) 関係者の聴取や記録の検討などの調査活動や報告書等の文書作成が予定されているにもかかわらず、会議日当以外の報酬が予定されていない。
- (ウ) 会議の出席、その他の委員会活動には、長時間の移動が予定されているにもかかわらず、適切な出張手当等が設定されていない。

推薦依頼において、第三者委員会を設置する自治体以外の地域からの推薦が希望されており、会議出席のためにも当然、長時間の移動が予定されているケースや重大事態の発生場所が遠隔地であったり、事情聴取を要する関係者が遠隔地に居住しているため、調査活動のために、長時間の移動が必要となるケースについても、出張手当が設定さ

れていなかつたり、極めて低廉な場合があります。出張手当として、自治体等の職員に関する出張旅費等の規定（旅費実費の支給のほか、出張手当の支給も定められているもの）がそのまま準用されていることがあります、自治体等の職員に月額給与という固定給が支払われることを前提として、これに付加して支払われる出張手当と同額では、月額給与が支払われない弁護士に対する出張手当としては不十分と言わざるを得ません。

エ 適正な報酬水準に関する考え方について

委員等の報酬水準については、委員等が各種の専門家であることを踏まえ、専門家としての報酬水準を参考に、拘束時間（会議や聴取調査に限定されず、原則として委員等として活動する全ての時間が対象となります。）を基準にして定めることが妥当と考えられます。¹

委員等が各分野の専門家として第三者委員会の委員等となる以上、委員等としての報酬については、弁護士をはじめとする各種の専門家が求められる職務を十全に果たすためにも、専門家としての通常の収入・報酬水準に対して遜色のない金額が確保されるべきです。第三者委員会の委員等の推薦依頼に当たっては、上記の観点を前提として、専門家に対する報酬として十分な水準を確保できるような予算措置を講じていただきたい。

⑤ 費用について

委員報酬のほかに、委員活動に伴う費用の支給も必要となります。

主な費用としては、旅費（交通費・宿泊費）があります。弁護士委員については、所属する法律事務所の最寄り駅から会議の開催場所や調査活動を行う場所（学校等）への交通費の支給が必要です。事情聴取等で遠方への宿泊を伴う出張を要する場合には、交通費に加えて宿泊費の支給も必要となります。

上記の旅費については、支給金額や算定方法を明示するとともに、事務

¹ 多くの弁護士会の市民向け有料法律相談の相談料金は、30分5,000円（税別）とされています。また、法による紛争解決に必要な弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための支援及び体制の整備を目的とする総合法律支援法に基づく日本司法支援センター（法テラス）の法律相談援助費用等支出基準では、一定の資力基準以下の方を対象とする法律相談費が1回（1件）30分程度5,400円（税込み。以下同じ。）とされ、出張手当は往復90分以下のとき5,400円、90分を超えるとき180分以下のとき10,800円、180分を超えるとき16,200円とされています（詳細は法テラスホームページ及び民事法律扶助業務運営細則を参照）。そして、第三者委員会の委員等に就任する弁護士に対しては、高度な専門性が求められていることも考慮する必要があります。

手続に関しても記載してください（固定額支給、領収書による精算など）。なお、領収書による精算は手續が煩雑となるため、固定額支給の方式を推奨します。

その他、資料等の郵送料や事情聴取の録音データの反訳費用等を委員が立替払いすることも想定されますので、事後精算による費用支給が必要となる場合もあります。

⑥ 回答期限について

推薦依頼の回答期限については、依頼から少なくとも2か月程度は必要です。迅速に候補者の推薦を受けるためには、正式の依頼に先立ち、委員会の設置が内定した段階で事実上の依頼・打診を先行させるなど、手続期間の確保を要します。

⑦ 添付資料について

委員の地位・報酬が条例・要綱等に基づく場合には関係する条例・要綱等を資料として添付することが必要です。

出張が見込まれる場合などには、旅費・手当の計算方法等について、想定されるケースの見積もりを資料として添付してください。

以上

別紙 いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会の活動事例

別紙 いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会の活動事例

【事例 1】

- ① 活動期間：約 5 か月
- ② 会議回数：12 回（平均 5～6 時間程度）
- ③ 聴き取り調査の回数：62 回（対象者 56 人、延べ 95 時間）
- ④ 報告書作成：約 300 時間（弁護士委員 1 名のみの時間）
主な作成担当者：6 名の委員で分担（弁護士委員 2 名 70% 程度（事実関係、問題点の部分）、その他委員 4 名 30% 程度（提言部分））
- ⑤ その他の対外的活動
警察との協議、現地視察、専門家によるレクチャー、市長への報告等。

【事例 2】

- ① 活動期間：約 1 年
- ② 会議回数：16 回（1 回平均 4 時間程度）
- ③ 聴き取り調査等の日数：14 日（1 日平均 8 時間、対象者延べ 58 名）
- ④ 報告書作成：約 100 時間（委員長担当弁護士委員 1 名のみの時間）
主な作成担当者：弁護士委員 2 名（80% 程度。うち、委員長担当の弁護士委員が 60% 程度。）
- ⑤ その他の対外的活動、特別事情
遺族宅・自死現場・学校の視察、専門家によるレクチャーなど。
遠隔地のため長時間移動の必要があった（往復 7 時間 × 3 回、4 時間 × 2 回）。
※通常の会議は交通の便宜を踏まえて近隣の大都市で開催した。

【事例 3】

- ① 活動期間：約 10 か月
- ② 会議回数：34 回（全体会議 13 回、部会 21 回、平均 3～4 時間程度）
- ③ 聴き取り調査の回数：7 日で 50 回（関係生徒及び保護者、延べ 35 時間）+ 15 回（関係教師等、延べ 20 時間）+ 3 回（遺族）
- ④ 報告書作成：約 500 時間（弁護士委員 1 名のみの時間）
主な作成担当者：6 名の委員で分担（弁護士委員 3 名（80% 程度（事実関係の全て、検証、提言））、その他委員 3 名（20% 程度（検証、提言）））
- ⑤ その他の対外的活動等
現地視察、遺族訪問と説明、学校訪問と協力要請、記者会見、教育委員会への説明。